

平成 30 年 4 月 6 日

「登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について」のお知らせ

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成 29 年国土交通省令第 67 号）により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、平成 30 年 4 月 1 日以降主任技術者の要件を満たすこととされました。

登録基幹技能者が主任技術者要件を満たしているか否かについては、講習修了証において、「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことが記載されていることで確認を行います。

上記記載がない場合には、主任技術者の要件を満たす基幹技能者としては認められず、当該業種の実務経験もしくは国家資格等を有していることを別途証明する必要があります。

（登録基幹技能者講習の種目）講習修了証	
	修了証番号 第 号
	氏 名
	(生年月日 年 月 日)
	実務経験を有する建設業の種類： 工事業
	この者は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
この者は、(建設業の種類) について、建設業法第 26 条第 1 項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。	
修了年月日 年 月 日	印
有効期限 年 月 日	
(登録基幹技能者講習実施機関の名称) (登録番号 第 番)	

この記載が必要になります

